

収去した飼料等の試験結果の概要の公表について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項及び第 2 項の規定により令和 5 年 11 月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

令和 6 年 3 月 25 日

愛媛県知事 中村時広

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称、法人番号 及び所在地	収去場所及 び法人番号	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験項目	違反の 内容
J A 西日本くみあい飼料 株式会社 倉敷工場 8140001002180 岡山県倉敷市	東宇和農業協同組合 4500005003002 愛媛県西予市	くみあい配合飼料 スターレイヤー	R5.9	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、 カルシウム、りん、 粗繊維、粗灰分	無
株式会社 I・フィード 志布志工場 2180001146236 鹿児島県志布志市	北辰商事株式会社 1500001014773 愛媛県四国中央市	マルトほ乳期子豚用 人工乳 ラッキーミルク中期 IS	R5.11	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、 カルシウム、りん、 粗繊維、粗灰分	無